

声かけふれあい収集事業のご案内

高齢や障がい等による事情で、ご自身で家庭ごみを指定のごみステーションに出すことができない方等を対象に、見守りのためにご自宅に訪問して、同時に家庭ごみを収集します。



① 対象者

次のいずれかの方のみで構成されている世帯の方

- ・ 65歳以上で要介護認定（要介護1～5）を受けている方
- ・ 身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級又は2級に該当する方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級又は2級に該当する方
- ・ 療育手帳の交付を受け、障がいの程度がA1・A2に該当する方

※以上に該当する方で、自力でごみを出すことができず、親族やご近所などからの支援を受けることが難しい方が対象となります。

② 申込方法

申請書に必要事項を記入し必要書類の写しを添付して、高齢福祉課へ提出してください。

※申請は代理の方でも提出可能です。

③ ごみ収集方法

下記エリアごとに、**週1回**、家庭ごみ（一般のごみステーションに出せるゴミ）を収集します。

分別して出せるよう準備していただきます。（ごみステーションに出せない種類のごみは収集できません）**収集時間は朝8時30分～9時30分頃です。**

●石橋地区（火曜日収集） ●国分寺地区（水曜日収集） ●南河内地区（木曜日収集）

※ごみ収集と声かけを兼ねた事業ですので、**玄関で直接本人にお会いして受け取ります。**

※**緊急時に駆けつけて状況を確認する親族、協力者等の登録が必要**になります

※収集は、市が業務委託する「下野市シルバー人材センター」会員の方がお伺いします。

下野市高齢福祉課 地域支援グループ
電話 32 - 8904 FAX 32 - 8602